

■議案第80号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）」の公布により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

1. 保育料の支払を0～2歳児に限定

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から3～5歳児（小学校就学前の3年間）の幼児教育・保育が無償化されました。それに伴い、保育料の支払を0～2歳児（満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある子どもを含む。）に限定します。

2. 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収することとなった3～5歳児（小学校就学前の3年間）の副食費を無償とします。

3. 連携施設の確保義務の緩和及び免除

特定地域型保育事業者については、連携施設として、現在は保育所、認定こども園及び幼稚園が認められていますが、以下の(1)、(2)及び(3)のとおり、連携施設の確保義務を緩和もしくは免除します。

- (1) 特定地域型保育事業者による代替保育を提供する場合の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、代替保育の提供に係る連携協力を行う連携施設の確保を不要とします。

この場合において、特定地域型保育事業者は、以下ア、イの要件をすべて満たす小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を連携施設として確保しなければならないとします。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育を提供する者の本来の義務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とします。

この場合において、特定地域型保育事業者は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可

外施設等であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとします。

- (3) 満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務を免除します。

4. 経過措置の延長

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を「5年」から「10年」に延長します。

5. その他所要の規定の整備

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり